

# 令和6年度中南の米粉商品開発業務委託 企画提案競技募集要領

令和6年6月6日  
中南地域県民局地域農林水産部

## 1 趣旨

米粉用米の生産や米粉の消費拡大を図るため、中南地域で生産された米粉を使用した商品開発業務を受託する者の選定について、企画提案競技方式によることとし、下記のとおり実施するものである。

## 2 委託業務の内容

令和6年度中南の米粉商品開発業務委託仕様書のとおり

## 3 委託業務の履行期限

令和7年2月28日（金）

## 4 委託上限額

300,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 5 採択予定件数

3件以内

## 6 対象経費

- (1) 本事業の対象経費は、原則として消費材に関するものとする。
- (2) 包装資材に係る費用（デザイン費、サンプル作成費等）及び販売促進資材に係る費用も対象とする。
- (3) 人件費、機械設備費は対象としない。但し、委託期間内を対象とする場合に限り、商品開発に必要となる機器のレンタル料については経費に含めることができる。

## 7 スケジュール（予定）

令和6年6月27日（木）	15時	企画提案競技に関する質疑受付期限 （FAX・メールにて受付）	
令和6年7月	1日（月）	15時	企画提案書提出期限
令和6年7月	3日（水）		企画提案競技審査会（書類審査）
令和6年7月	4日（木）	～12日（金）	審査結果の通知・契約の締結

## 8 参加資格

応募できる者は、中南地域県民局管内に事業所を有する民間事業者で、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加申込書の提出期限の日から契約締結までの間に、知事の指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（更正手続開始又は再生手続開始の決定後、知事の確認を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でないこと。
- (5) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあると認められる者でないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。
- (7) 消費税、地方消費税、法人税、法人事業税等を滞納している者でないこと。

## 9 企画提案書等の提出

- (1) 企画提案書（第1号様式）
  - ①企画提案書は、原則として日本産業規格A4判縦（一部A3判資料折り込み使用可）とする。企画提案書で使用する言語は日本語、通貨は円とする。
  - ②企画提案書は、様式内の項目毎に詳細に記載して作成すること。
- (2) 積算内訳（第2号様式）
  - ①令和6年度の委託契約期間中に本事業を実施するために必要な経費の全ての額（消費税等の一切の経費を含む。）を記載した積算内容とすること。
  - ②機械レンタル料を計上する場合は、参考として見積書及びカタログを添付すること。
- (3) 過去の類似実績（様式は任意）

過去に青森県産農林水産物を活用した商品開発の実績があれば、これに関する資料（商品名、原材料、販売店舗、ネット販売の有無、販売単価など）
- (4) その他提案に関する有効な資料（様式は任意）
- (5) 提出部数 各5部とする。
- (6) 提出期限 令和6年7月1日（月）15時厳守
- (7) 提出方法 持参または郵送（宅配便でも可）※必着とする。

## 10 採択案の決定方法

- (1) 期日 令和6年7月3日(水)
- (2) 場所 中南地域県民局地域農林水産部内
- (3) 実施方法 企画提案書について書類審査を実施する。
  
- (4) 評価基準
  - ①仕様書に合致し、米粉の消費拡大に資する内容であるか。
  - ②主たる責任者に管理能力があり、委託期間内に商品開発し、開発後の商品を継続販売できる体制であるか。
  - ③類似・関連する商品開発の実績はあるか。
  - ④開発予定商品に新規性はあるか。

## 11 その他

- (1) 企画提案する商品数は、1者につき複数商品でも可とする。
- (2) 企画提案競技への参加に係る一切の費用は参加者が負担することとし、企画書等の提案資料は返却しない。
- (3) 企画提案競技に関する質疑は令和6年6月27日(木)までメール・FAXにより受け付けることとし、質疑があった場合、令和6年6月28日(金)までに、参加申込者全てに対して回答する。
- (4) 企画提案競技の結果については、採択・不採択にかかわらず後日書面で通知する。
- (5) 審査内容に関する問い合わせや異議は一切認めない。

## 12 問合せ・参加申込先

〒036-8345 弘前市蔵主町4

青森県中南地域県民局 地域農林水産部 りんご農産課 藤田

TEL: 0172-32-3305

FAX: 0172-34-4390

メール: [mariko\\_fujita@pref.aomori.lg.jp](mailto:mariko_fujita@pref.aomori.lg.jp)